

環境政策研究本部
国際環境政策チームの紹介

First Meeting of the
to the
24 to 29 September
International Conference Centre
Geneva (CICG)

MAKE
MERCURY
HISTORY



「国際条約」とは？

気候変動枠組み条約！

核兵器不拡散条約！

- 国家間、又は国家と国際機関との間の**文書による合意**。
- 条約に「**批准**」した国は、条約の内容に拘束されることに同意したことを指し、これをもって、条約を「**締結**」したこととなる。
- 条約を批准し「締約国」になった国は、**条約を遵守することが法的に義務付けられる**。

国際環境政策チームのお仕事を一言で言うと「**国際環境条約等に関する交渉、実施、途上国支援**」である。

はじめに

- 国際環境政策チームの主要なスコープは、「**化学物質と廃棄物**」に関する環境問題。



Biodiversity



Chemicals & waste



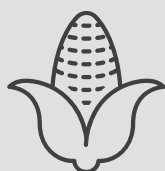
Climate change



Ocean health



Land degradation



Food security



Forest management



Sustainable city

はじめに

- 「化学物質と廃棄物」分野には、多くの**多国間環境協定（条約、協定、枠組み）**がある。



「バーゼル条約」

- 有害廃棄物等の適正な越境移動と処分を担保するための国際条約



「水俣条約」

- 水銀等をそのライフサイクルに渡り包括的に規制するための国際条約



「ロッテルダム条約」

- 有害化学物質や駆除剤の適正な越境移動を担保するための国際条約



「ウィーン条約／モントリオール議定書」

- オゾン層破壊物質の生産、消費量を段階的に削減・全廃し、その輸出入を規制する国際条約



「ストックホルム条約」

- 残留性有機汚染物質（POPs）の製造や使用の廃絶・制限、排出の削減、廃棄物等の適正処理等を規定する国際条約



「SAICM」

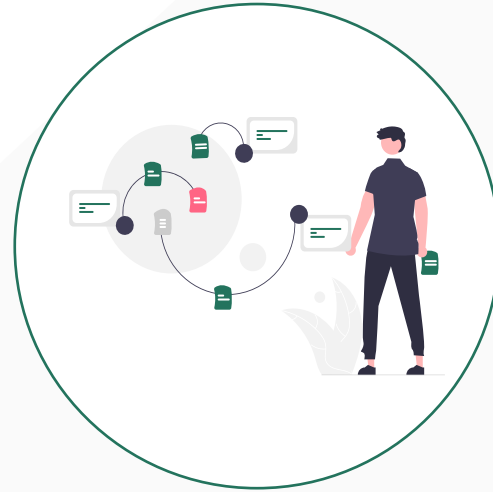
- 化学物質を適正に管理するためのマルチステークホルダー・マルチセクターによる自主的な枠組み

チームの業務類型3本柱



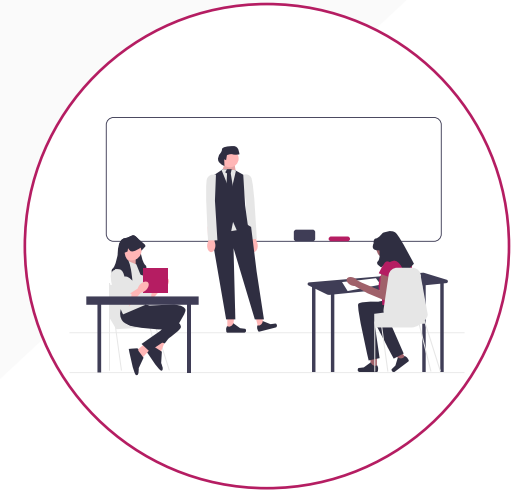
1. 環境枠組み交渉支援

- 論点整理、政府の対処方針の検討
- 条約の締約国会議や専門家会合等における交渉支援
- 議論結果の整理と今後の対応方針の検討支援



2. 国内実施支援

- 条約を踏まえた国内制度の構築支援（法整備、ガイドライン作成）
- 国内の実態把握と分析
- 規制情報に関する普及啓発



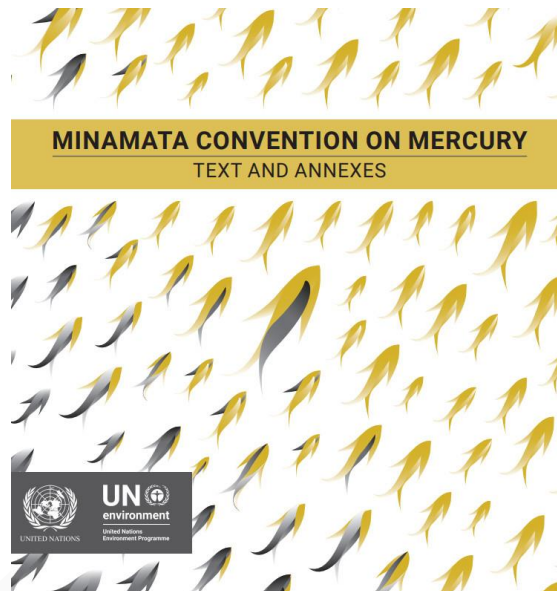
3. 途上国支援

- 途上国の能力形成と意識啓発
- 途上国の「ニーズ」と日本の「シーズ」のマッチング
- 国際ネットワークの構築と推進

環境枠組み交渉支援：水銀に関する水俣条約

- 条約に関する国際交渉の最前線で環境省を継続的（約15年間）に支援

- 条約交渉の開始を決める「**UNEP管理理事会**」、条約の中身を交渉する「**政府間交渉委員会**」、条約発効後の運用を議論する「**締約国会議（COP）**」に**日本政府代表団の一員**として交渉に参加し、環境省を支援。



名称	水銀に関する水俣条約
採択/発効	2013年10月 / 2017年8月
概要	水銀の人為的な排出・放出からの健康・環境保護を目的として、その ライフサイクルを包括的に規制 する国際条約。
規制	水銀の輸出入、水銀使用製品・水銀使用製造プロセスの廃絶、水銀の暫定保管・大気排出・放出の規制、水銀廃棄物管理、汚染された場所の管理 等



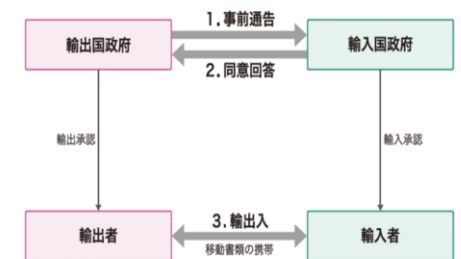
環境枠組み交渉支援：有害廃棄物の越境移動等に関するバーゼル条約

・ 条約に関する国際交渉の最前線で環境省を継続的（約15年間）に支援

- 廃棄物の適正管理に関する条約上の技術ガイドライン案（廃プラスチック、水銀廃棄物）の執筆も担当。
- 日本とノルウェーの提案で廃プラスチックを新規規制対象とすることに合意したCOP14（2019年）では、規制対象の考え方等を整理した資料を提示し、国際的な合意形成に大きく貢献。



名称	有害廃棄物の越境移動等に関するバーゼル条約
採択/発効	1989年3月 / 1992年5月
概要	有害廃棄物等の越境移動やその処分の規制についての国際条約。当該廃棄物からの人の健康と環境保護を目的とする。
規制	<ul style="list-style-type: none">・ 有害廃棄物等を輸出する際の事前通告・同意取得の義務付け・ 不法取引物の輸出者による再輸入義務・ 廃棄物の移動に対する移動書類の携帯義務等



環境枠組み交渉支援：プラスチック汚染対策条約（仮称）

- 条約化に向けた専門家会合や政府間交渉委員会をプロセスの開始当初から環境省を支援
 - プラスチックの製造から廃棄まで、**ライフサイクルを規制する国際条約**となる見込み。
 - **2024年中の採択**することを目指して、現在（2023年7月時点）は条文の交渉プロセスにある。



海洋中を漂うプラスチック
Photo: Naja Bertolt Jensen / Unsplash



名称	プラスチック汚染対策条約（仮称）
採択/発効	2024年（見込み）／未定
概要	プラスチックの ライフサイクル を包括的に規制する国際条約。各国がプラスチックに関する目標を定め、対応を進める措置を定める見込みであるが、詳細は今後検討。
規制	未定

環境枠組み交渉支援：化学物質と廃棄物の適正管理に関するポストSAICM

- 国際交渉の最前線で環境省を継続的（約4年間）に支援
 - ポストSAICMは、化学物質管理に関するマルチステークホルダーによる自主的環境枠組みである「国際的な化学物質管理のための戦略アプローチ（SAICM）」の後継。
 - 2023年9月@ボン（ドイツ）に開催される第5回国際化学物質管理で正式に採択される予定。



ポストSAICMに関する第4回会期間プロセス会合 再開会合
@ナイロビ（ケニア）、2023年2～3月



名称	ポストSAICM（仮称）
採択	2023年9月
概要	マルチステークホルダー・マルチセクターアプローチで化学物質・廃棄物の適正管理を推進
規制	自主的枠組みのため、規制はなし

環境枠組み交渉支援：化学物質・廃棄物・汚染に関する科学・政策パネル

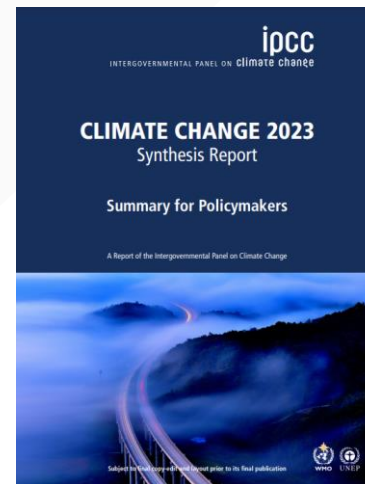
- パネルの構造やガバナンスを定めるための国連環境総会の会期間作業部会で環境省を支援
 - 2022年3月の第5回国連環境総会で2024年内の設置に向けた交渉プロセスが決定。
 - 化学物質・廃棄物・汚染に係る科学的知見の提供や政策への提言を作成することを目的とする。



化学物質・廃棄物・汚染に関する科学政策パネルに係る
第1回公開作業部会第2部@バンコク（タイ）、2023年2月

科学・政策パネルとは？

政治から独立した視点で、報告書の作成を通して、
政策に関連する提言を行うための、科学者等で構成されるパネル。



気候変動に関する政府間パネル (IPCC)

温暖化を1.5°C又は2°Cに抑えるには、この10年間に全ての部門において**急速かつ大幅で、ほとんどの場合、即時の温室効果ガスの排出削減が必要**である。

国内実施支援 × 水俣条約：法令・ガイドライン整備支援

- 水俣条約の規定を国内で担保するために、各種調査・検討を通して、**条約の国内実施計画の作成、関連法令の改正、新たな法律の制定、環境省ガイドラインの作成等を支援。**

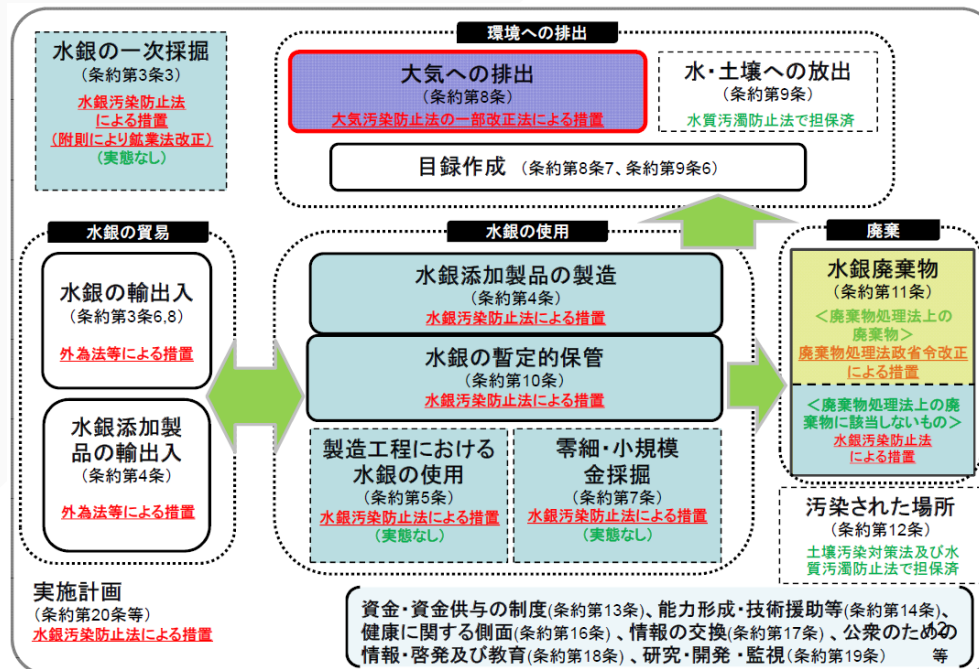
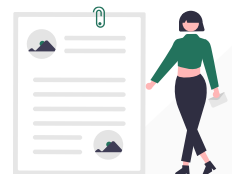


改正・制定に関与した法律

- 水俣条約国内実施計画
- 大気汚染防止法
- 廃棄物処理法
- 水銀汚染防止法

作成に関与したガイドライン（例）

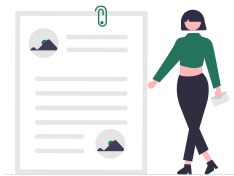
- 水銀使用製品表示等情報提供ガイドライン
- 水銀等の貯蔵に関するガイドライン
- 水銀含有再生資源の管理ガイドライン
- 水銀廃棄物ガイドライン



我が国における水俣条約の担保法令

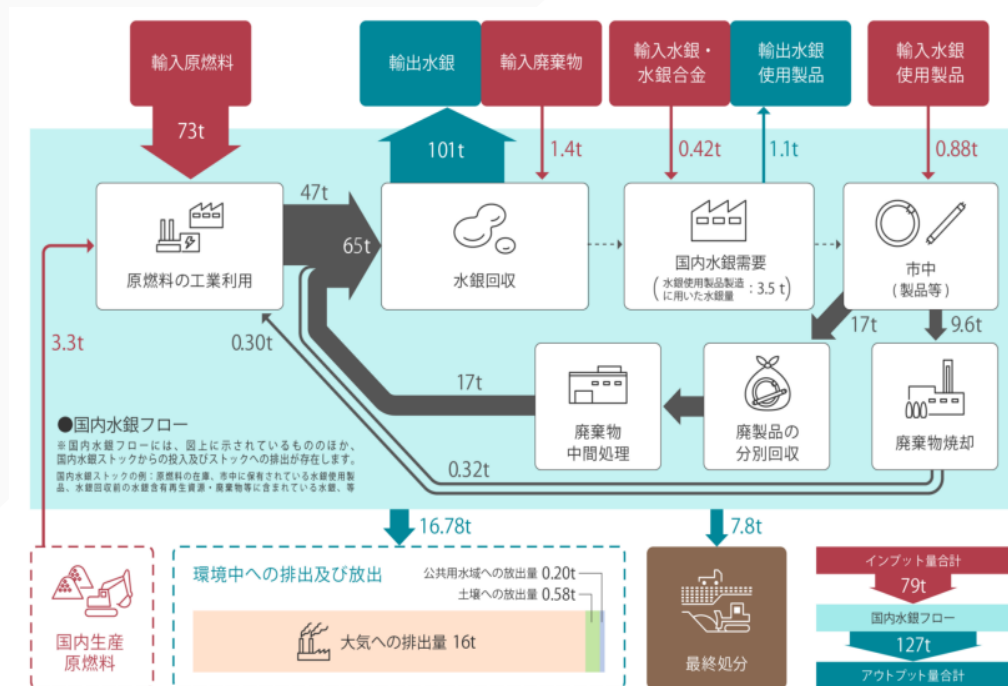
国内実施支援 × 水俣条約：国内の実態把握に関する調査・検討

- 業界団体や事業者へのヒアリング・アンケート、関連法令の施行状況調査等から、政策立案やガイドラインの検討のために、**水銀の国内・排出・移動実態等について把握・推計。**



関与した調査・検討結果等（例）

- 水銀に関するマテリアルフローの作成
- 水銀大気排出インベントリの作成
- 水銀等の貯蔵に関する報告結果の整理
- 水銀含有再生資源の管理に関する報告結果の整理
- 余剰水銀の発生量推計



水銀に関するマテリアルフロー（2016）

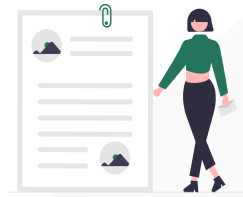
国内実施支援×水俣条約：規制情報等に関する普及・啓発

- 法令・ガイドラインの策定後に、その効果的な実施と執行のために、関連する事業者や自治体に対する規制情報等に関する普及・啓発活動（セミナー・説明会等）の開催を支援。



開催した説明会・セミナー（例）

- 改正大気汚染防止法 説明会
- 改正廃棄物処理法政省令等 説明会
- 水銀汚染防止法 説明会
- 市町村等における水銀使用廃製品の回収促進セミナー



成果物（例）

- 改正大気汚染防止法 リーフレット
- 改正廃棄物処理法政省令等 リーフレット
- 廃水銀等処理物の埋立処分 リーフレット
- 水銀汚染防止法 概要資料 等

水銀廃棄物の適正処理について、新たな対応が必要になります。

水銀に関する水俣条約

水俣による健康被害や環境被害を繰り返さないために…

石炭利用などによる人為的な水銀排出が、大気や水、生物中の水銀濃度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識され、水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目指す目的として「水俣に関する水俣条約」が2017年10月に採択されました。

水俣条約は、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、**地理的規模の水銀汚染の防止**を目指すものです。

条約は2018年2月に発効しました。水俣条約は、2017年8月16日に発効します。

水俣条約の発効により、水銀の使用量が制限されるため、水銀の量が減少し水銀を廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定されています。

**平成29年10月1日以降
以下の廃棄物について、新たな対応が必要になります**

- 水銀使用製品産業廃棄物**
水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの、1種別がでない1種の製品を廃棄します。
例：一部の電池、蛍光灯管、電気制御用のスイッチ及びリレー、水銀体温計、水銀式血圧計等 **P1~P3**
- 水銀含有はいしん等・水銀を含む特別管理産業廃棄物**
はいしん、燃え殻、汚泥、灰じん、塵埃、燐アスカリテ、水銀を一定以上含有するもの **P1,P4**
- 廃水銀等**
①特定施設において生じた廃水銀又は廃水銀化合物（例：水銀を回収する施設、大学等の研究機関、検査室に使用する施設、保管等）
②水銀が含まれている物又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した水銀
③水銀等の特別管理産業廃棄物への搬送等は、平成28年4月1日から施行済み **P5**

※詳細は「産業廃棄物ガイドライン」をご覧ください。 <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/index.html>
お問い合わせ：環境省 大気環境政策課 リサイクル対策課 産業廃棄物課 廃止処理・不燃及難燃対策 課直 03-5501-3157
(平成29年6月版)

水銀大気排出規制への準備が必要です！

水銀排出者と要排出抑制施設設置者の方は、水銀大気排出抑制措置を取る必要があります。

背景

水俣条約の採択
水俣条約のような健康被害や環境被害を繰り返さないために…
石炭利用などによる人為的な水銀排出が、大気や水、生物中の水銀濃度を高めている状況を踏まえ、地球規模での水銀対策の必要性が認識され、水銀及び水銀化合物の人為的な排出から人の健康及び環境を保護することを目指す目的として「水俣に関する水俣条約」が2017年10月に採択されました。我が国も2018年2月に発効し、23ヶ国が締結国となりました。2018年10月1日現在の締結国数は52で、締結国数の多い国として65の国が採択されています。

水俣条約は、先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地理的規模の水銀汚染の防止を目指すものです。

水俣条約締約国が取り組むべき大気排出対策
水銀の大気排出を抑制するため、水俣条約の締約国には、次の規制が求められます。
① 5種別(注1)の廃棄物の分別収集・分別回収
② 「利用可能な最良の技術」(BAT: Best Available Technology)及び「環境的に最良の管理」(ESP: Best Environmental Practices)を採用
③ 「1」の対策を実施し、排出量を削減すること。
④ 排出量の削減に貢献する排出抑制施設を設置すること。
⑤ 排出量の削減に貢献する排出抑制施設を設置すること。

水銀大気排出の現状

毎年発表される水銀の大気排出量は1990年(1991年)と比べて、水俣条約の大気排出抑制対策などによって、発生量からの排出量が減少傾向にあります。我が国の水銀の大気排出量は自然高率を抜いて17t(2014年)と減少が顕著であり、そのうち約8割が水俣条約の大気排出規制の対象となっています。なお、排出削減施設は3ヶ所に大きな排出源となっています。

世界における水銀大気排出量(2010年)

排出源	排出量 (t)	割合 (%)
水俣条約締約国	1,500	27%
石炭火力発電	4,000	73%
その他の排出源	1,000	18%

国内における水銀大気排出量(2014年)

排出源	排出量 (t)	割合 (%)
水俣条約締約国	8	47%
石炭火力発電	10	53%
その他の排出源	2	10%

※詳細は「水銀大気排出抑制措置に関するガイドライン」をご覧ください。
お問い合わせ：環境省 大気環境政策課 排出抑制対策課 課直 03-5501-3157
(平成29年6月版)

図出典：「水銀大気排出規制への準備が必要です！」（環境省）
「水銀廃棄物の適正処理について、新たな対応が必要になります。」（環境省）

途上国支援 × 水俣条約：ニーズとシーズのマッチング

- Networking, Assessment, Strengtheningをキーワードにした、水俣条約の実施に向けた環境省による途上国支援プログラムである「水銀マイナスプログラム」に基づき、弊社は**途上国の「ニーズ」・日本の「シーズ」・既存の「リソース」のマッチングを推進するための取組を実施・支援。**



2013年10月に開催された水俣条約の外交会議において、環境省は「途上国支援」と「水俣からの発信」を軸とした**MOYAIイニシアティブ**を表明。

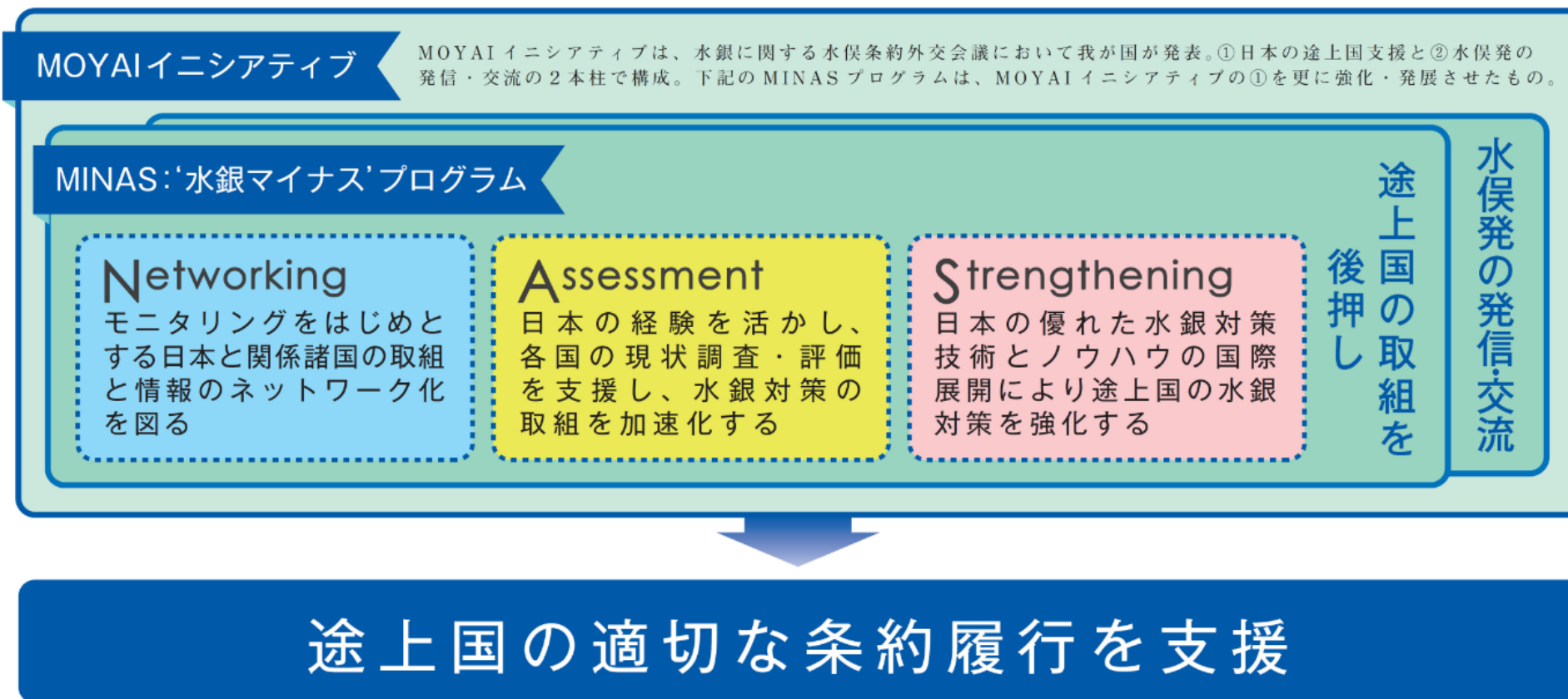
経済と環境の「もやい直し」を実現

※「もやい」とは、舟と舟をつなぎとめるもやい綱や農村での共同作業のこと。「もやい直し」は、対話や協働による水俣の地域再生の取組。

途上国支援 × 水俣条約：ニーズとシーズのマッチング

• MOYAI Initiative for Networking, Assessment and Strengthening

- 様々な施策を通じた水銀管理に係る途上国の取組を支援するプログラム



途上国支援×水俣条約：ニーズとシーズのマッチング

- 弊社の業務内容（一部）

シーズ調査

- 日本が有する優れた水銀対策技術の国際展開を視野に、国内の技術（シーズ）を調査
- 水銀対策技術の資料化とCOP等での展示による普及
- 国内の関連事業者を集めた情報交換会の開催

Matchmaking

ニーズ調査

- 水俣条約の批准・実施に向けた各国政府の対応状況や実態調査
- 途上国10か国*（3か年）において、水銀管理に関するニーズ調査を実施

*ベトナム、フィリピン、インドネシア、イラン、パラオ、ブラジル、モンゴル、ケニア、ネパール、スリランカ

外部資金メカニズム

- 資金提供機関（例：Japan-ASEAN Integration Fund、Global Environment Facility）における案件形成支援
- 途上国政府による提案書作成支援

国際環境政策チームにはこんな方が向いている！



環境条約等の交渉の 最前線で活躍したい！

- 条約は世界を動かす強力な切り札。歴史の目撃者・変革者になれる!?
- ハードな国際交渉に耐えうる「**体力**」と「**精神力**」が必要。



政策から国内の環境問題に アプローチしたい！

- 政策はビジネスと人々の活動の根幹。その分、非常にセンシティブで複雑
- 点と点を1本の線に繋げる「**瞬発力**」と「**記憶力**」が必要。
- 省庁横断的事項への「**バランス感覚**」も重要。



途上国の環境問題への 対応を支援したい！

- 途上国支援は社会貢献の花形 (!?)
- 途上国支援への「**情熱**」と臨機応変に対応できる「**柔軟性**」が必要。
- 途上国関係者と良好な人間関係を築ける「**人間性**」が最も大事。

入社からの3年間について（2016年10月入社 A氏の例）



業務全般

① 年目

- 会議や打合せのメモ作成、関連文書の英訳、ロジ回りの作業が中心。
- 特定の業務に深くではなく、**様々な業務に浅く従事**して仕事の中身を勉強。

② 年目

- 作業としては、1年目同様に業務主担当のサポートが中心であるものの、**担当業務がある程度決まってきた**。

③ 年目

- **環境省業務の主担当に**。上司・先輩から色々と指導を受けながらも何とか乗り切る。



海外出張

- 水銀対策技術に関するニーズ調査で、**初の海外出張@ネパール**。

- 水俣条約に関するアジア太平洋地域会合@タイ、**水俣条約COP1@スイス**、**ポストSAICMに関する第2回会期間会合に参加**。

- **水俣条約COP2@スイス**、**バーゼル条約第11回公開作業部会@スイスに参加**。
- 小規模ながら、SAICM地域会合@中国にて初めての**1人海外出張**。